



平成 27 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造  
(コード番号 9535 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 久保 賢司  
TEL.082-252-3001 (総務部)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 16 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達目的】

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災を契機に大きな転換点を迎えております。電力事業については 2016 年末までに小売全面自由化することが決定しており、ガス事業についても同様に小売全面自由化を含む各種制度改革の検討が進むなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

当社グループはそうした中、2020 年に向けたグループ経営ビジョン「Action for Dream2020」の実現に向け、廿日市工場棧橋機能拡大工事や広島湾岸幹線などの製造・供給設備の整備を進めることで、より一層の安定供給とガス体エネルギーの更なる普及拡大が図れるものと考えております。

今後、ガス制度改革により一層のエネルギー間競争が激化することが予想されますが、当社グループはエネルギーの自由化をチャンスと捉え、お客さま、地域社会、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループを目指してまいります。

今回の新株式発行により調達する資金は、現在進めている営業開発を目的としたガス幹線導管網の整備・拡充といった供給設備の整備資金、ガス導管等の維持・改善を目的とした供給設備の整備資金、標準 LNG 船の入港を可能とする LNG 受入設備である廿日市工場棧橋機能拡大工事（平成 27 年 12 月完成予定）の整備資金に充当する予定であり、将来の収益基盤と財務体質の更なる強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、株主分布状況の改善と流動性の向上に向け、平成 24 年 7 月に 100 株への単元株式数の引き下げを実施し、株主優待制度を平成 25 年 3 月 31 日現在の株主様より導入するなど各種活動を進めてまいりましたが、今回の公募増資を実施することにより、更なる株主数の増加と流動性の向上に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 普通株式 5,220,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年2月24日(火)から平成27年2月27日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は増加させないものとする。  |
| (4) 募集方法  | 一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びひろぎんウツミ屋証券株式会社(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間  | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日  | 平成27年3月6日(金)   |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 田村興造に一任する。 |  |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                   |  |

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 普通株式 783,000株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われぬ場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売出人   | 大和証券株式会社  |
| (3) 売出価格  | 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)  |
| (4) 売出方法  | 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、783,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。   |
| (5) 申込期間  | 一般募集における申込期間と同一とする。   |
| (6) 受渡期日  | 平成27年3月9日(月)  |
| (7) 申込株数単位  | 100株  |
| (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 田村興造に一任する。 |   |
| (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                      |   |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 783,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は増加させないものとする。
- (4) 割当先 大和証券株式会社
- (5) 申込期日 平成27年3月26日（木）
- (6) 払込期日 平成27年3月27日（金）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 田村興造に一任する。
- (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、783,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年2月16日（月）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式783,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成27年3月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年3月24日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	61,995,590株	（平成27年2月16日現在）
(2) 公募増資による増加株式数	5,220,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	67,215,590株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	783,000株	（注）
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	67,998,590株	（注）

（注）上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,917,569,300円については、全額を平成27年3月末までに設備投資資金（廿日市工場における標準LNG船受け入れのための栈橋機能拡大工事又は営業開発や供給改善に向けた供給設備投資に伴うもの）に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、平成27年2月16日現在（ただし、投資予定額の既支払額は平成26年12月31日現在）、以下のとおりとなっています。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
広島ガス 株式会社	広島地区他 (広島市 南区他)	ガス事業	供給設備 (営業開発投資)	2,000	846	自己資金、借入金、 社債調達資金及び 増資資金	平成26年 4月	平成27年 3月	—
	広島地区他 (広島市 南区他)	ガス事業	供給設備 (供給改善投資)	2,900	1,671	自己資金、借入金、 社債調達資金及び 増資資金	平成26年 4月	平成27年 3月	—
	廿日市工場 (広島県 廿日市市)	ガス事業	LNG受入設備等 (増強)	12,000	4,991	自己資金、借入金、 社債調達資金及び 増資資金	平成23年 9月	平成27年 12月	標準LNG船 (最大177,000 m <sup>3</sup> )受入

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、中長期的な収益性の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、株主に対する利益還元を重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針とし、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案し決定することとしております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、製造・供給基盤の整備等の設備資金に充当します。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	1.54円	31.16円	33.31円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	6.00円 (3.00)	6.00円 (3.00)	6.00円 (3.00)
実績連結配当性向	389.6%	19.3%	18.0%
自己資本連結当期純利益率	0.3%	5.9%	6.0%
連結純資産配当率	1.2%	1.1%	1.1%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均)で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。
5. 1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産の算定に用いられた株式数については、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として認識しているため、当該株式が控除されております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	269円	252円	294円	291円
高 値	315円	315円	324円	378円
安 値	220円	219円	245円	286円
終 値	248円	290円	292円	364円
株価収益率	161.0倍	9.3倍	8.8倍	—

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月13日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成27年3月期については未確定のため表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である岩谷産業株式会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。